

初期社会科「一般社会」における労働法学習

太田正行（慶應義塾大学教職課程センター）

1 はじめに

今から40年近く前「うさぎ小屋に住む働き中毒の国」と言われたわが国だが、現在の労働環境も長時間労働、過労死、サービス残業、パワハラなどが社会問題となっている。その背景には労働法の無知と無視がある。厚労省の「今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会報告書」（平成21年2月）で労働関係法制度についての知識不足、特に労働者の権利の認知度が低いことが指摘され、高校生アルバイトでも労働法制度の理解が不十分でトラブルが深刻化している。そこで、厚労省は29年4月『はたらく』へのトビラ～ワークルール20のモデル授業案～を作成した。なお、若者雇用促進法（青少年の雇用の促進に関する法律）第26条は、国は、学校等協力して学生・生徒に対し、労働に関する法令に関する知識を付与するよう努めなければならないと規定している。

2 厚労省作成の教材について（資料1）

教室ですぐ使える「基礎から探究まで」の授業案が作成され、ワークシートが用意され、対象はアルバイトする生徒が多い高校、卒業後就職する生徒が多い高校、進学する生徒が多い高校とに分けられている。しかし、主に1時間分の授業案で、20の授業案相互の関係が分かりにくく、授業形態も生徒がワークシートに記入、グループによる話し合い、そして教員の解説というパターンが多い。

3 高等学校社会科・公民科における労働法学習（資料2）

高等学校では、主に社会科・公民科において労働法制度の学習が行われてきた。戦後、ここで取り上げる「一般社会」以後、「社会科社会」、「政治・経済」、「現代社会」で扱われてきたが、徐々に分量が少なくなっている。そのため、充当できる授業時数も少なくなり多くの知識を一方向的に教え込む授業になっているのが現実である。

4 初期社会科「一般社会」における労働法学習（資料3・4・5）

初期社会科とは、昭和20年代の児童・生徒の生活経験を重視し、課題を主体的に解決する単元学習が行われた総合的な社会科のことで、小学校から高校1年までの10年間の最後に労働問題の単元が置かれた。単位数は5単位（週5時間）のため一単元30時間程度を充たし、調べ学習や討論学習、見学などを行う時間的余裕があった。

5 新科目「公共」における労働法学習

新科目の内容は不明だが、労働者の権利保障の視点から適法でない労働条件に対し「違和感」をもて、その解決へ行動できるような能力を育てることが必要であろう。そのような生徒を育てる具体的な指導内容と指導法の開発が期待される。

6 私たちの課題

教員の多忙化が言われ、長時間労働が日常化している学校現場では、教材研究や授業準備の時間も犠牲になっている。労働者としての権利やワークライフバランスの視点から、私たち自身の働き方を考えることが必要であろう。